第百三十二条の二第一項の表中「一の郡の区域又は一の市の区域若しくは」を「一の市の区域又は」に改める。

第百三十二条の三第一項の表、第百三十二条の三の二第一項の表及び第百三十二条の四第一項の表中「一の郡の区域又は一の指定都市以外の市の区域若しくは」を「一の指定都市以外の市の区域又は」に改める。

第百三十二条の九第一項中「、郡」を削り、同項の表㈢の項を削り、同表㈣の項中「㈠から㈢まで」を「㈠及び㈡」に改め、同項を同表㈢の項とし、同表㈤の項中「㈣まで」を「㈢まで」に改め、同項を同表㈣の項とし、同表㈥の項中「㈤まで」を「㈣まで」に改め、同項を同表㈤の項とし、同表㈦の項中「㈥まで」を「㈤まで」に改め、同項を同表㈥の項とする。

第百四十一条の二第一項中「、第十五条第一項から第三項まで及び第五項」を削る。

第百四十一条の三の見出し中「指定都市の区」を「指定都市」に改め、同条第一項中「、第五条から第六条の二まで」及び「、第百二十二条の五」を削り、「第百二十七条の二」を「第百二十七条の二第一項（都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除く。）及び第二項（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。）」に、「及び第百三十二条の九」を「並びに第百三十二条の九（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　指定都市に対し第百三十二条の五の規定を適用する場合における市の区域並びに指定都市に対し第百二十七条の二第一項（都道府県の議会の議員の選挙に関する部分に限る。）及び第二項（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合に限る。）並びに第百三十二条の九（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合に限る。）の規定を適用する場合における指定都市以外の市の区域は、法第十五条第九項の指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。

第百四十三条を次のように改める。

第百四十三条　削除

別表第二中「運輸安全委員会委員長及び委員」を「運輸安全委員会委員長及び委員　原子力規制委員会委員長及び委員」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。ただし、公職選挙法施行令第五十九条の五の三第一項、第五十九条の五の四第十五項及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条　この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）の規定（新令第五十九条の五の三第一項、第五十九条の五の四第十五項、第百二十七条の二第一項及び第二項、第百三十二条の二第一項、第百三十二条の三第一項、第百三十二条の三の二第一項、第百三十二条の四第一項、第百三十二条の九第一項並びに別表第二の規定を除く。）は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後各都道府県の議会の議員の選挙につき初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日以後当該一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される都道府県の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

2　新令第百二十七条の二第一項及び第二項、第百三十二条の三第一項、第百三十二条の三の二第一項、第百三十二条の四第一項並びに第百三十二条の九第一項の規定は、施行日以後その期日を告示される再選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された再選挙については、なお従前の例による。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第五条」を「第四条」に、「第五十六条第三項」を「第五十条第一項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第五十六条第三項」に改め、「同条第六項」の下に「及び同令第五十九条の三の三第四項」を加え、「、同令第五十九条の三の三第四項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を削り、「選挙管理委員会」と、同条第三項」の下に「及び同令第百四十五条」を加え、「、同令第百四十五条中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を削る。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「郡市」を「選挙区」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律の施行期日を定める政令を次に公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月五日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十二号

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律の施行期日を定める政令

内閣は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

御　名　御　璽

平成二十六年二月五日
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月五日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十三号

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）の廃止に伴い、並びに独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第七項及び第十八項並びに第四条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第八条）
第二章　経過措置（第九条―第十五条）
附則

第一章　関係政令の整備

（独立行政法人日本万国博覧会記念機構法施行令の廃止）

第一条　独立行政法人日本万国博覧会記念機構法施行令（平成十五年政令第三百二十七号）は、廃止する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第五十一号を次のように改める。

五十一　独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号。以下この号において「廃止法」という。）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構」という。）（廃止法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）

第九条の四に次の一号を加える。

百四　旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第五十四号中「独立行政法人日本万国博覧会記念機構（」を「独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構（同法による廃止前の」に改め、同条第二項第二十四号を次のように改める。

二十四　独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構